

令和7年度
芽室町社会福祉協議会の概要



社会福祉法人 芽室町社会福祉協議会

(令和7年6月発行)

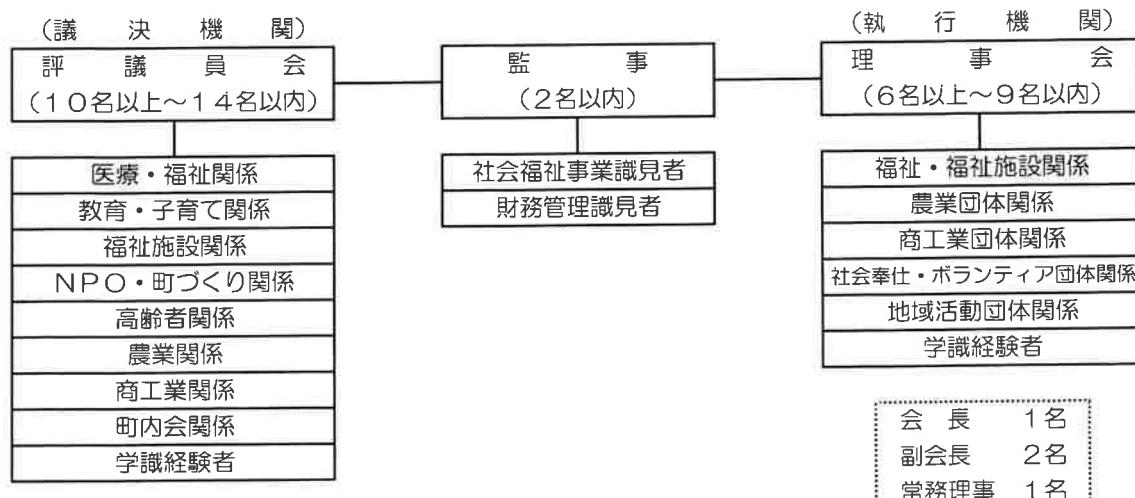
令和7年度 芽室町社会福祉協議会の概要

1 法人概要

名 称 ・ 所 在 地		社会福祉法人 芽室町社会福祉協議会 河西郡芽室町東4条4丁目5番地5 芽室町保健福祉センター内 (TEL 0155-62-1616 • FAX 62-1657)
沿革	昭和26年10月	芽室町社会福祉協議会設立（初代会長 村上磯松氏）
	// 58年10月	第2種社会福祉法人設立認可（初代会長 後藤十一氏）
	// 62年 6月	社協広報誌「めむろ社協だより」第1号発行
	// 63年11月	第1回芽室町社会福祉大会開催
	平成 4年 8月	第1回障害者と健常者とのふれあい広場（翌年、ふれあいアットホームまつりに改称）
	// 7年 2月	第1回ふれあい雪中運動会開催（会場、新嵐山スカイパーク）
	// 7年 6月	芽室町保健福祉センターオープンにより、社協事務局移転
	// 12年 4月	訪問介護・通所介護・住宅介護支援の三サービス事業所指定
	// 15年 4月	居宅生活支援事業所（身体・知的・児童の各障害者）指定（平成18年9月終了）
	// 16年 3月	社会福祉法人設立20周年記念社会福祉大会
	// 18年 2月	いこいのサロン・ひとやすみしよう会開所（町内2か所）（平成23年3月終了）
	// 18年10月	指定障害福祉サービス事業者指定（居宅介護・重度訪問介護）
	// 19年 4月	指定介護予防サービス事業者指定（予防訪問介護・予防通所介護）
	// 21年 4月	指定通所介護予防通所介護（単位2）開始（平成22年3月終了）
	// 22年 4月	ふれあい交流館へ社協事務局移転
	// 23年 4月	指定地域密着型サービス・介護予防サービス事業者指定（小規模多機能型住宅介護）
	// 24年 4月	ふれあいサロン「なごみ」開所
	// 25年 8月	社会福祉法人設立30周年記念社会福祉大会
	// 27年 4月	成年後見制度における法人後見事業の実施
	// 30年 4月	芽室町介護予防・日常生活支援総合事業者指定（第1号訪問介護・第1号通所介護）
	令和 3年 3月	通所介護事業の廃止
	令和 3年 4月	芽室町保健福祉センターへ社協事務局移転

芽室町社会福祉協議会 機構・組織図

(芽室町共同募金委員会を兼ねる)

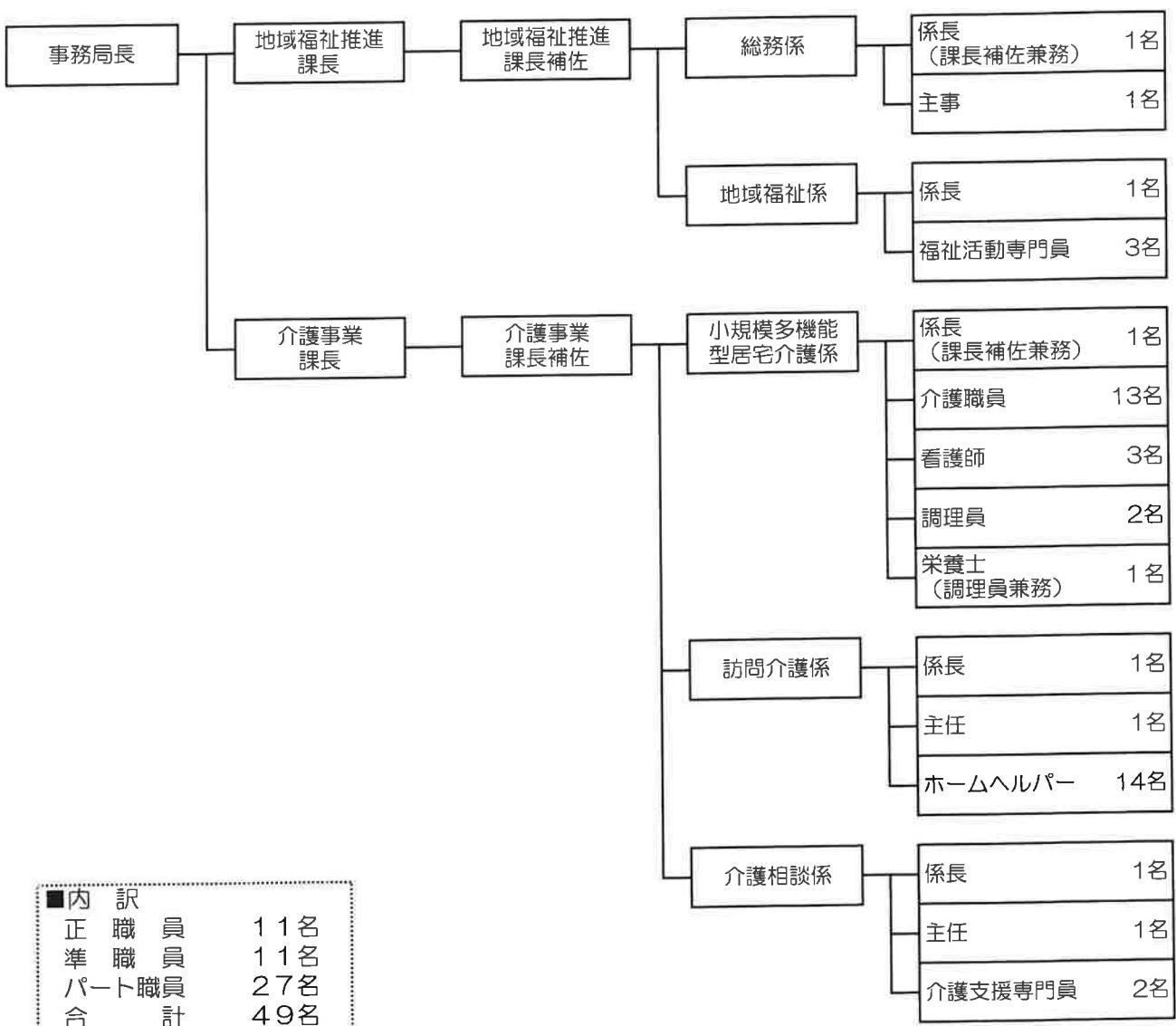


※ 役員名 (任期：令和7年6月定時評議員会の終結時から令和8年度決算に関する定時評議員会の終結の時まで)

- | | | | | | |
|------|-------|-------|------|-----|------|
| ・会長 | 木村淳彦 | ・常務理事 | 花岡勇気 | ・監事 | 齊藤明彦 |
| ・副会長 | 若狭富美子 | ・理事 | 小西弘和 | ・監事 | 島影敦 |
| ・副会長 | 西川一浩 | ・理事 | 村瀬雅道 | | |
| | | ・理事 | 小林優斗 | | |
| | | ・理事 | 栗栖尚子 | | |
| | | ・理事 | 飯沼宏 | | |

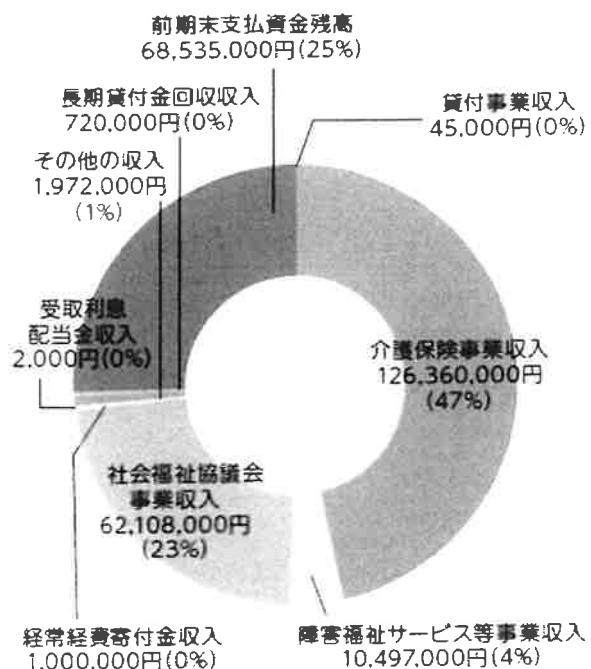
芽室町社会福祉協議会 職員配置図

(令和7年4月1日現在)

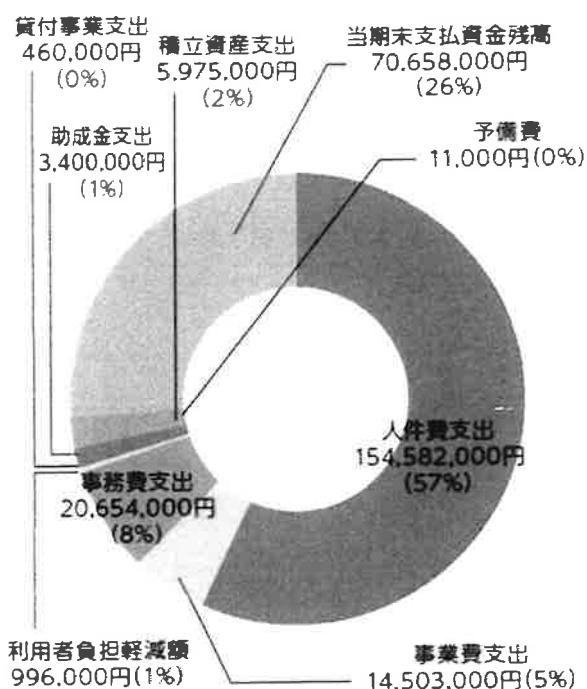


令和7年度 社会福祉協議会収支予算

収入の部



支出の部



合計 271,239,000円

2 事業概要

部署	事業名	内容
地域	地域交流サロン事業	<p>歩いて行くことのできる身近な地域において、高齢者・障がい者（児）・児童・乳幼児とその親が、気軽にいつでも集い、地域の豊かな人間関係、お互いに支え合い、助け合う関係を創りだす継続的な地域活動として「地域交流サロン」の設置運営を支援し、地域福祉の推進を図ることを目的に実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施主体 住民組織やボランティア団体・個人 ・活動要件 月1回以上とし、継続的に行うこと。 ・参加人数 1回の開催につき、概ね5名～10名程度の参加があること。 ・助成金 実施1回あたり、2,000円。ただし、月4回を限度とする。
	全町老人クラブ交歓会事業	<p>町内の高齢者や単位老人クラブ会員が一堂に会し、個人やクラブ毎に民謡や舞踊などを発表し、それを鑑賞することにより、クラブ会員相互の親睦と融和を図ることを目的に実施しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催時期 毎年11月 ・開催場所 中央公民館
福祉	ふれあい広場事業	<p>地域で暮らす全ての人が交流できる場所づくりを目指すとともに、誰もが豊かに安心して暮らせる福祉のまちづくりをみんなで創造していくことを確認する機会と誰もが気軽に参加でき、誰もが楽しめるイベントとして実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催時期 令和7年度の日程は未定 ・開催場所 芽室町保健福祉センター（予定）
	ふれあい交流会事業	<p>健康づくりや地域コミュニティづくりも期待できるゲームや運動などを通して、地域で暮らす全ての人が交流できる場所づくりを目指すとともに、誰もが気軽に参加でき、誰もが楽しめるイベントとして実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催時期 令和7年度の日程は未定（2～3月の間で予定） ・開催場所 未定
推進課	広報・啓発事業	<p>毎月1回、福祉の情報紙として「めむろ社協だより」を発行しています。（芽室町総合情報誌“すまいる”と一緒に編さんされ、町内全戸に配布されています。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発行日 毎月12日 ・発行部数 7,300部 <p>また、ホームページ・X（旧ツイッター）・フェイスブックにより、情報を発信しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ https://www.memuro-syakyo.jp/ ・X（旧ツイッター） @memurosyakyo ・フェイスブック https://www.facebook.com/memurosakyo.2016/
	歳末見舞金配分事業	共同募金運動の一環として、みんなが明るく新年を迎えるように、経済的な援助を必要とする世帯に見舞金を贈呈しています。

部署	事業名	内容
地域		<ul style="list-style-type: none"> ・対象世帯 <ul style="list-style-type: none"> ①在宅で要介護3以上の高齢者等を介護している世帯 ②障がい児（者）が在宅している世帯 ③義務教育修了以前の児童・生徒を養育するひとり親世帯 ④75歳以上の単身者世帯 ⑤高齢者（65歳以上）夫婦のみの世帯 ⑥その他、生活に困窮されている世帯 ・申請時期 毎年11月 ・申請方法 地区担当の民生委員児童委員または社協で申請書を受け取り、必要事項を記入し、提出していただきます。 (代理申請・提出可)
福祉	物品貸出し事業	<p>【車いす貸出し】</p> <p>一時的に独力での歩行が困難な者に対し、安心して暮らせる環境のお手伝いすることを目的に車いすを貸出します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 芽室町に住所を有する者で、一時的に独力での歩行が困難な状態にあり、移動に車椅子が必要と認められる者とする。ただし、次に掲げる者を除く。 <ul style="list-style-type: none"> ①要介護認定を受け、福祉用具としての車椅子を貸与される者 ②身体障害者手帳を所持し、補装具としての車椅子を交付される者 ③病院に入院中の者又は介護施設、障がい者施設その他の福祉施設等に入所中の者 ・貸出期間 3か月以内（更新可） ・使用料 1か月300円（1週間以内は無料） ・申請方法 申請書に必要事項を記入し、提出していただきます。 (代理申請可) ・その他 年1回、点検を行います。
推進課		<p>【物品貸出し】</p> <p>地域交流の輪を広げる活動などに使用していただけるよう、各種物品を貸出します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸出物品 ポップコーン機、わた菓子機、かき氷機、保温器、かるた、大型かるた、ストラックアウト、疑似体験セット、百寿雀、吹き矢、スカットボール、ストラックアウトサッカー、輪投げ、テント、体力測定、bingoゲーム、電子bingo、ガンバルーンボール、モルック ・使用料 ポップコーン機、わた菓子機、かき氷機、保温器：1回1,000円 吹き矢：マウスピース1個につき150円 その他の貸出物品：無料 ・申請方法 事前にお電話での申込みが必要です。 物品借用願に必要事項を記入し、提出していただきます。

部署	事業名	内容
地域	除雪サービス事業 ※芽室町からの委託事業	<p>町内に居住する概ね65歳以上の高齢者または身体障がい者の世帯等で、近隣に支援者がいないため、除雪の支援を受けることのできない世帯を対象に、冬期間の緊急時における安全の確保と生活の利便を図るため、玄関から公道までを除雪します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス内容 10cm以上の積雪があった場合、玄関から公道までの間とし、幅員は約1m以内とします。 ・利用料（1回） 非課税世帯 100円 課税世帯 600円 キャンセル料 50円 ・申請方法 地区担当の民生委員児童委員へお申込みください。
福祉	生活支援体制整備事業 ※芽室町からの委託事業	<p>地域の住民をはじめ、ボランティア・民間企業・地縁組織等多様な主体が生活支援等サービスの担い手となる地域づくりと高齢者の社会参加を一体的に推進するため支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内 容 (1) 生活支援サポートの資源開発 (2) 既存の生活支援提供団体とのネットワークの構築 (3) 協議体の運営
福祉		<p>【ちよこっとサポート事業】（生活支援サポート） ふだんの暮らしの中のちょっとした困りごとを「できる人が、できる時に、できる範囲で」助け合うしくみです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用対象 概ね65歳以上の方で支援を必要とする方など ・利用料金 30分 250円（チケット1枚分） ・利用時間 平日、午前9時～午後5時（1日1時間まで） ・利用方法 会員登録（登録無料）が必要です。 ・活動内容 ①掃除・整理整頓 ②ゴミ分別・ゴミ出し ③衣類等の洗濯・物干し・収納 ④お話し、趣味の相手、見守り ⑤その他（別途相談） ※窓口・電話でご相談ください。
進歩		<p>【生活支援サポーター養成講座】 日常生活のちょっとした家事などをお手伝いする活動を行うための講座を開催します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催時期 受講希望者3名以上で随時開催
課		<p>【生活支援サポーターフォローアップ講座】 「ちよこっとサポート事業」において、協力会員を対象に、地域住民が生活支援サービスの担い手として、無理のない範囲で安心して活動に取り組むための支援を目的として開催します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催時期 年間4回（時期は未定）
	地域福祉活動助成事業	<p>【地域福祉活動（団体等活動）助成】 町内において社会福祉の向上を目指した福祉活動やボランティア活動の振興に資するため、活動を実践している団体及び個人の事業に対し助成します。【通年（継続）の事業を対象】</p>

部署	事業名	内容
地域		<ul style="list-style-type: none"> ・助成額 助成対象経費の予算総額から当該事業に係る収入を差し引いた額の2分の1（1千円未満は切り捨て）（助成限度額：5万円） ・申請期間 毎年6月1日から6月30日 ・申請方法 所定の申請書類に必要事項を記入し、申請期間中に提出していただきます。 <p>【地域福祉活動（たすけあい活動）助成】 誰もが安心して住み慣れた地域で暮らしていくためのまちづくりを推進するため、行政区等単位で実施する在宅福祉活動に対し助成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成額 助成限度額：3万円 ・申請期間 毎年6月1日～6月30日 ・申請方法 事前に「たすけあい活動」登録が必要です。（過去に登録していない場合のみ） 所定の申請書類に必要事項を記入し、申請期間中に提出していただきます。
福祉	地域福祉基金助成事業	<p>町内における在宅福祉の普及及び向上、健康及び生きがいづくりの推進、その他地域福祉の推進や地域福祉の向上に効果があると認められる事業を行う団体に対し支援します。【単年（短期）の事業を対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成額 助成限度額：15万円 ・申請期間 毎年6月1日～6月30日、9月1日～9月30日（年2回） ・申請方法 所定の申請書類に必要事項を記入し、申請期間中に提出していただきます。
推進	成年後見制度における法人後見事業	<p>家庭裁判所の決定に基づき、判断能力が十分ではない方に対して、福祉サービスの利用や普段の生活で必要な契約、財産管理などの法律行為全般について、成年後見人等がご本人を代理して援助することを通じて、権利や利益を擁護します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 町内に居住する認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等で、財産の管理や契約行為に不安のある方 ・内容 <ul style="list-style-type: none"> ①成年後見制度の説明 ②法律の専門家による専門相談会の開催 ③親族が後見人になっている場合や親族に成年被後見人がおられる方の相談 ④親族が家庭裁判所へ手続きをされる際の書類作成等の助言 ⑤成年後見人等になる方がいない、ふさわしい人が見つからない場合の法人後見人業務 ・費用 上記⑤の内容のみ、手続きの費用及び家庭裁判所が定めた報酬（年間）がかかります。
課	日常生活自立支援事業	北海道地域福祉生活支援センター（本部：道社協内）で実施する事業で、福祉サービス利用の手続きや生活費の管理、通帳などの大切な書類の預かりが一人では難しい方に「生活支援員」が訪問し、サービスを提供します。

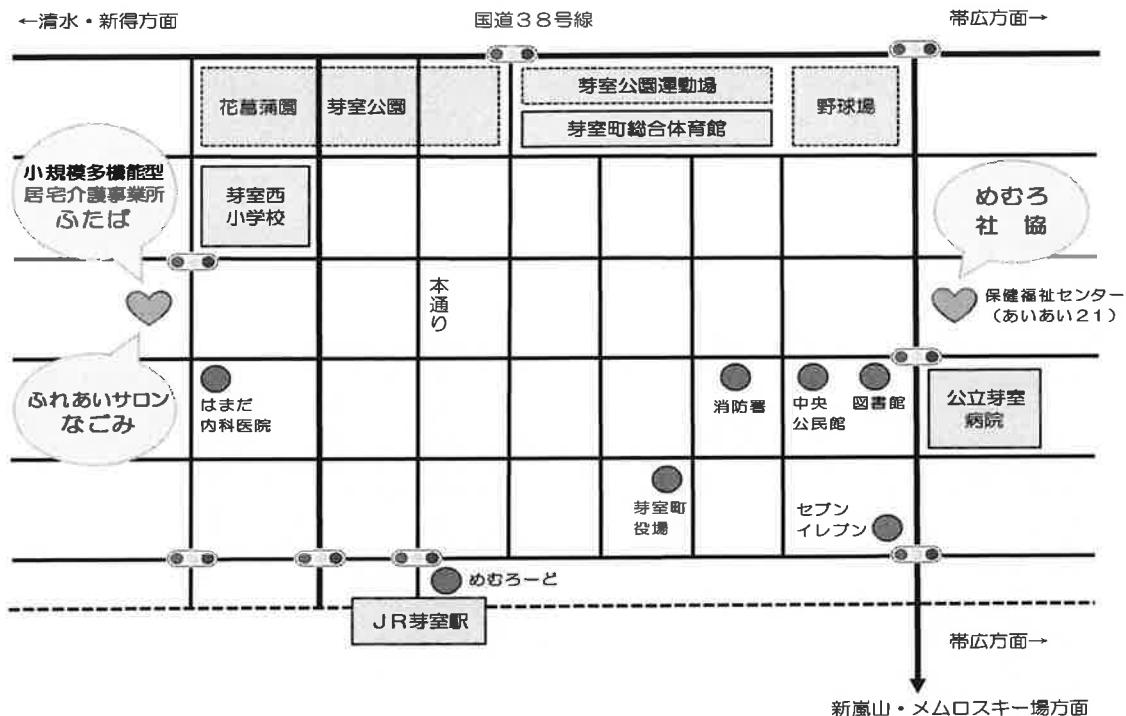
部署	事業名	内容
地域		<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 高齢や障がいにより、日常生活の判断に不安のある在宅生活の方 ・内 容 ①福祉サービスの利用援助 ②日常的金銭管理 ③書類等の預かり ・利用料 1回（1時間程度）1,200円（交通費実費負担あり） ※生活保護を受給の方は無料
福	心配ごと相談事業	<p>町民の日常生活における心配ごとの相談に応じ、適切な助言や関係機関等への橋渡しを行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開設日 第2・第4水曜日 13時15分～15時30分 ・開設場所 保健福祉センターの静養室（2階） ・相談料 無 料 ・相談員 毎回2名の相談員が輪番で対応します。 (社協だよりに掲載) ・担当相談員 人権擁護委員：若狭富美子氏、白銀孝志氏、中川ゆかり氏 行政相談委員：栗栖尚子氏、稻垣輝幸氏 学識経験者：佐々木晴彦氏
祉	生活福祉資金貸付事業 (相談・申込窓口) ※北海道社会福祉協議会の 貸付資金制度	<p>他の貸付制度が利用できない低所得世帯や障がい者世帯または高齢者世帯に対し、様々な用途に応じた生活資金を貸付けする制度です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象世帯 町内に居住する低所得世帯・障がい者世帯・高齢者世帯 ・資金の種類 ①総合支援資金（生活支援費・住宅入居費・一時生活再建費） ②福祉資金（福祉費・緊急小口資金） ③教育支援資金（教育支援費・就学支度費） ④不動産担保型生活資金（不動産担保型生活資金・要保護世帯向け不動産担保型生活資金） ・基本要件 原則として連帯保証人が必要です。 民生委員児童委員の相談援助が前提となります。 他の公的貸付制度等の活用が優先です。 発注・購入及び支払済の経費は対象外です。 ・その他 資金の種類により、貸付額・返済期間・貸付金利率等の諸条件が変わります。
課	生活応急資金貸付事業 ※芽室町と共同での貸付資金制度	<p>町内に居住する低所得世帯等に対し、緊急かつ一時的な事由により生計の維持が困難となった場合に必要な資金を貸付けします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象世帯 ①他制度により融資を受けることができない低所得世帯等 ②芽室町条例に定めた特定滞納者がいない世帯 ③生活応急資金の貸付残高がない世帯 ・貸付額 貸付限度額：1回につき5万円以内

部署	事業名	内容
地域福祉推進課	ボランティア事業	<ul style="list-style-type: none"> ・申請方法 申込書に必要事項を記入し、連帯保証人とともに署名・押印のうえ、住民票・納税証明書・印鑑証明書を添付して提出していただきます。（代理申請不可） ・その他 居住及び生活状況の調査があります。
		<p>【ボランティア相談窓口の開設】 ボランティア活動の相談・登録・連絡調整・調査等、町民に対してボランティアへの理解と関心が高まるよう必要な情報の提供を行います。</p>
		<p>【ボランティア情報紙発行】 ボランティアセンター登録団体個人に対し「ボランティアセンターだより」を随時発行し、ボランティア情報を発信しています。 また、関係機関・施設などにも配布・設置を依頼しています。</p>
		<p>【ボランティアサマースクール】 次世代を担う小中高生に夏休み期間を利用して、自分たちが住んでいる地域の福祉に対して理解と関心をもつきっかけをつくる。共に生きる力を育み、ボランティア活動への積極的参加を促進することを目的に実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催時期 夏季休業期間 ・対象者 ①小学生高学年の部 ②中学生・高校生の部
		<p>【ボランティアサロン】 ボランティア活動・地域活動に興味・関心のある方や社会福祉協議会事業に関わった方が、学び・集い・語らう場を創ることに新たな地域活動の創出につなげることを目的に実施します。また、ボランティア活動等に役立つミニ講座を開催し、学んだことを実践していく場とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催時期 ボランティアの必要時に開催
		<p>【ボランティア交流会・研修会】 ボランティア登録者やボランティア活動に関心のある方を対象として、交流の機会と研修会を開催し、活動の充実やネットワークの広がりを図ることを目的に実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催時期 年2回（時期は未定） ・開催場所 未定
		<p>芽室町介護予防ポイント推進事業 ※芽室町からの委託事業 65歳以上の芽室町民が、芽室町長が指定する施設や団体などでボランティア活動をすることにより、ポイントが付与され、貯めたポイント数に応じて翌年度にMポイントに交換（限度額あり）することができる制度です。申請をし、事前に手帳の交付をします。</p>
		<p>ふれあいサロン事業 【共生型施設・ふれあいサロン「なごみ」】 地域の憩いの場として、誰もが気軽に利用できる建物・ふれあいの居場所です。多人数での会合や団体使用は、ボランティアセンター登録団体、福祉団体、町内会活動に限ります。原則として事前予約制とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開館時間 火～土曜日 9時～17時 (日・月・祝日はお休みです。ただし、土曜日が祝日の場合は開館します。)

部署	事業名	内容
地域福祉推進課		<ul style="list-style-type: none"> ・利用料 無料（厨房を使う場合は、1回500円） ・ブログ 「ふたば」と「なごみ」のぽかぽか日記 (http://nagomi.kakuren-bo.com/) <p>【地域食堂（なごみ食堂）】 誰にも共通して必要な「食」を主軸とした「ふれあいの居場所」をつくることを目的に実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催時期 年3回（時期は未定） <p>【環境整備】 施設敷地内において花壇整備を行い、景観の良い環境を整備し、秋には枯葉処理等をボランティアとともに実施することにより、親しみやすい施設づくりを行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催時期 随時
小規模多機能型住宅介護事業 (地域密着型サービス) ※小規模多機能型住宅介護指定 平成23年4月1日 ※介護予防小規模多機能型 住宅介護指定 平成23年4月1日		<p>利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、サービスを提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称 社会福祉法人芽室町社会福祉協議会 小規模多機能型住宅介護事業所 ふたば ・営業日 年中無休 ・営業時間 8時45分～17時30分まで ・サービス 通い： 9時30分～16時30分 提供時間 宿泊： 16時30分～ 9時30分 訪問： 24時間 ・定員 29名（通い：18名、宿泊：9名） ・実施地域 町内全域
小規模多機能型住宅 介護事業 (短期利用型サービス)		登録者に対するサービス提供に支障がない場合、7日以内（やむを得ない事情がある場合は14日以内）に限り、宿泊サービスを利用できます。
訪問介護係	訪問介護事業 (ホームヘルプサービス) ※訪問介護指定 平成12年4月1日 ※介護予防・日常生活支援総合 事業指定（第1号訪問介護） 平成30年4月1日	<p>利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介助その他の生活全般にわたる援助を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称 社会福祉法人芽室町社会福祉協議会 指定訪問介護事業所 ・営業日 年中無休（12月31日から1月5日までは特別勤務体制となります。） ・営業時間 8時45分～17時30分まで ・サービス 早朝：6時～8時 通常：8時～18時 提供時間 夜間：18時～22時 深夜：22時～6時 ・実施地域 町内全域

部署	事業名	内容
訪問介護	福祉有償運送事業 ※自家用有償旅客運送者登録 平成24年11月1日	<p>芽室町に在住する介護を必要とする高齢者等で、公共交通機関を利用して移動することが困難な方に対して移送を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 介護保険・障がいの認定を受けており、社協の訪問介護・障がい福祉サービス等を利用されている方 ・営業日 年中無休（12月31日から1月5日までは特別勤務体制となります。） ・営業時間 8時45分～17時30分まで ・利用区域 利用者宅よりおおむね40km圏内 ・利用回数 月4回程度まで ・料金 2km未満 350円 3kmから4km未満 590円 以降1km未満につき 120円ずつ追加
介護係	自費サービス事業	<p>芽室町に在住する介護を必要とする高齢者等で、介護保険・障がい福祉サービス対象外のサービスを希望される方に対してサービスを提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 介護保険・障がいの認定を受けており、社協の訪問介護・障がい福祉サービス等を利用されている方 ・営業日 年中無休（12月31日から1月5日までは特別勤務体制となります。） ・営業時間 8時45分～17時30分まで (サービス提供時間も同様) ・実施区域 町内全域 ・内容 家事（同居家族の調理、洗濯、掃除など） 身体（外出時の付き添いなど）
介護相談係	障害者居宅介護、 重度訪問介護事業 ※居宅介護指定 平成18年10月1日	<p>利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切に行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称 社会福祉法人芽室町社会福祉協議会 指定障害福祉サービス居宅介護事業所 ・営業日 年中無休（12月31日から1月5日までは特別勤務体制となります。） ・営業時間 8時45分～17時30分まで ・サービス 提供時間 早朝：6時～8時 通常：8時～18時 夜間：18時～22時 深夜：22時～6時 ・実施地域 町内全域
	移動支援事業 ※芽室町からの委託事業	障がい者等の社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加の促進等を目的に、外出の際の移動の介護を行います。
介護相談係	居宅介護支援事業 (ケアマネジャー) ※居宅介護支援指定 平成12年4月1日	要介護状態等になった利用者が、可能な限りその居宅において自立した生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性や環境等を踏まえて、利用者の選択に基づき、多様な社会資源から適切な保健・医療・福祉サービスが総合的かつ効果的に提供されるよう支援を行います。

部署	事業名	内容
介護相談係		<p>また、24時間連絡窓口を設け、公正中立で質の高いケアマネジメントを目指しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称 社会福祉法人芽室町社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業所 ・営業日 月曜日～金曜日まで (祝日及び12月31日～1月5日までを除く) ・営業時間 8時45分～17時30分まで (契約利用者は、緊急時営業時間外でも電話相談は可能) ・実施地域 町内全域



社会福祉法人 芽室町社会福祉協議会

担当部署		所在地・連絡先など
地域福祉推進課		<p>〒082-0014 芽室町東4条4丁目5番地5 保健福祉センター内 電 話：62-1616 FAX：62-1657 メール：m-syakyo@memuro-syakyo.jp</p>
ふれあいサロン なごみ		<p>〒082-0034 芽室町西4条4丁目1番地</p>
介 護 事 業 課	小規模多機能型 居宅介護係 (ひたば)	<p>〒082-0034 芽室町西4条4丁目1番地 電 話：66-9009 FAX：66-9169</p>
	訪問介護係	<p>〒082-0014 芽室町東4条4丁目5番地5 保健福祉センター内 電 話：29-1192 FAX：62-1657</p>
	介護相談係	<p>〒082-0014 芽室町東4条4丁目5番地5 保健福祉センター内 電 話：29-1193 FAX：62-1657</p>